

直監告示第10号

令和6年11月6日付 直監告示第9号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年12月2日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

福智山ろく花公園 指定管理者（（株）九州緑化建設） 監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
会計処理に関して 指定管理料の	指定管理料は、収入項目としては営業収益及びその他収益と区別して計上されているが、使途については、明確に区分した計上はされておらず、基本協定書第5条および仕様書にある「管理口座」及び「区分経理」が適切に行われているかの確認ができない	指定管理料に係る出納簿を整理されたい。	令和7年度から指摘通り改善する。	令和7年4月
備品の管理に関して	基本協定書第8条に係る特記仕様書では第6において、指定管理者は年度末時点の備品台帳を事業報告書の提出と併せて市に報告するものとされているが報告がなされていない	基本協定書に従い、適切に報告をされたい。	令和6年度事業報告から適切に対応する。また、四半期ごとに行っている定期報告の際にも随時報告をすることとする。	令和7年1月